

●●● 令和6年12月2日から ●●●

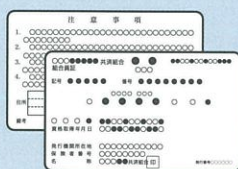
マイナ保険証を基本としたしくみが始まっています

保険医療機関等(以下、医療機関等という)の窓口で提示していました組合員証・組合員被扶養者証(以下、組合員証等という)は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました。

ただし、現在お持ちの組合員証等は、1年間の猶予期間があり、原則、令和7年12月1日まで利用できます。

令和6年12月2日からの変更点

組合員証等は
新たに発行されません



資格取得時等に
交付されるものが
変わりました



福祉事業の資格確認の
方法も変わりました



医療機関等の受診方法が変わりました

マイナ保険証※を
お持ちの方は
マイナ保険証又は
組合員証等により
受診します



※健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード

マイナ保険証を
お持ちでない方は
組合員証等又は
資格確認書により
受診することになります

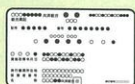


令和6年12月2日以降、組合員証等の新規発行・再発行はされません。

令和6年
12月2日

大切に保管してください

令和7年
12月2日



組合員証等



資格確認書



マイナ保険証

組合員証等は、原則、令和7年12月1日まで利用できます

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方に交付されます

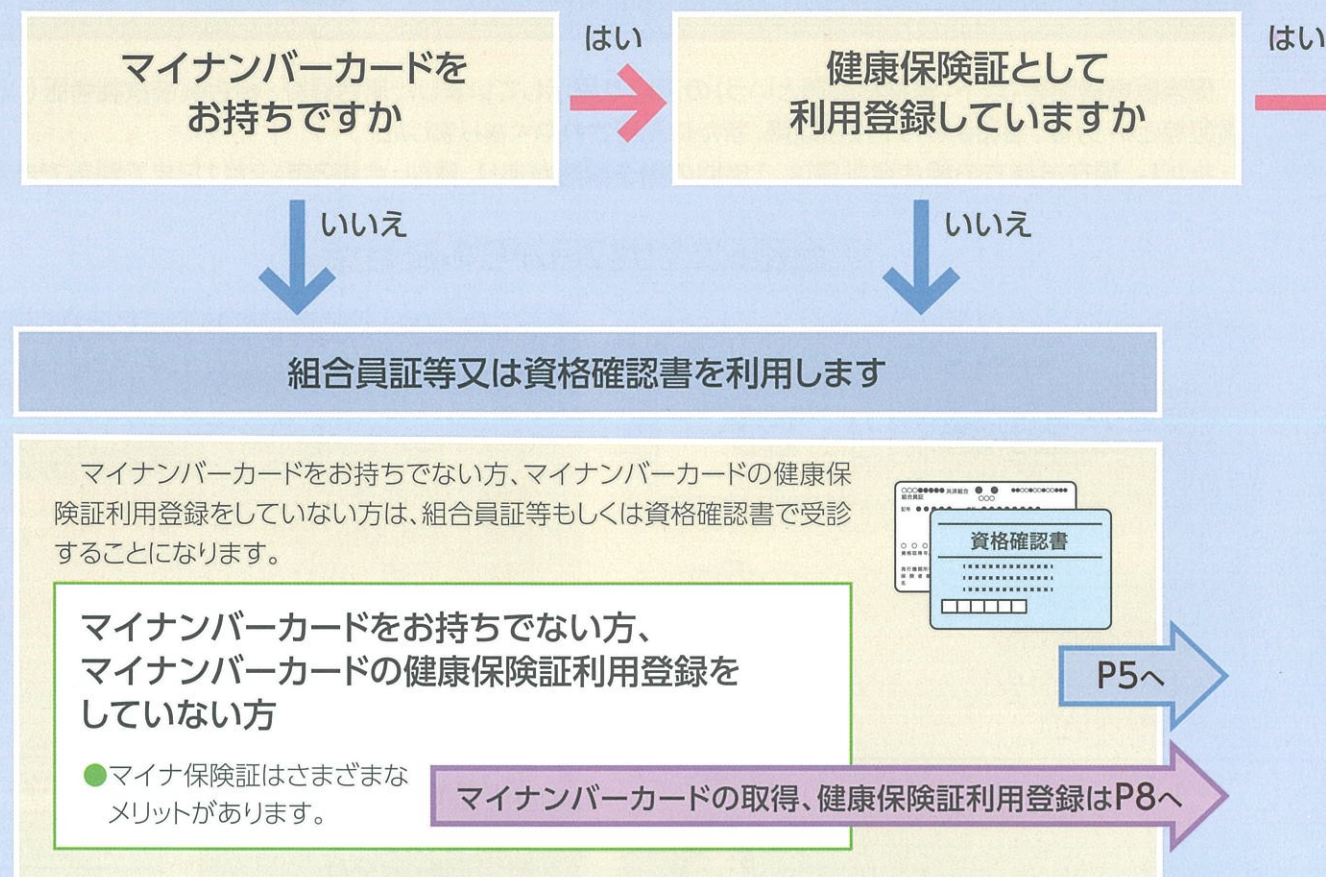
※高齢受給者証は、対象者全員に交付されます。

マイナ保険証は今後も利用できます

組合員証等が
利用できなくな
ります

医療機関等の受診方法がマイナ保険証を基本としたしくみに変わりました！

スタート



マイナ保険証又は組合員証等を利用します



P4へ

医療機関等がマイナ保険証に対応していない場合等はマイナ保険証は利用できません。資格情報通知書(資格情報のお知らせ)等とマイナンバーカードを使って、受診します。

● 今後の医療機関等の受診方法

令和6年12月2日から、組合員証等は発行されません。また、令和7年12月2日からは現行の組合員証等も利用できなくなります。

	令和6年12月2日～ 令和7年12月1日	令和7年12月2日～
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証 組合員証等	マイナ保険証
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書 組合員証等	資格確認書

令和7年12月1日までは、組合員証等の提示でも、医療機関等での受診は可能です。

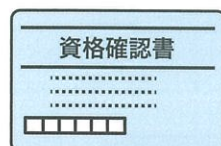


資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない方でも保険診療が受けられるように、共済組合が交付するものです。

● 記載事項

- 氏 名
- 性 別
- 生年月日
- 組合員等記号・番号
- 保険者番号・組合の名称
- 資格取得年月日
- 交付年月日 有効期限 等



● 有効期限

- 有効期限は、最大で5年間で、その範囲内で、共済組合が設定します。

● 対象者と交付方法

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき共済組合が交付します。ただし、組合員証等をお持ちの方でマイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年12月1日までに申請いただくことなく共済組合から交付されます。

[組合員からの申請による交付]

- マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- マイナ保険証による受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

[共済組合からの交付]

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保持しているが、健康保険証利用登録をしていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- マイナンバーカードを返納した方 等

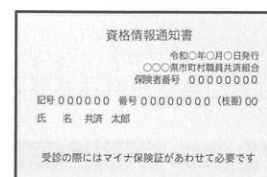
資格情報通知書とは

新しく加入した組合員や被扶養者を持つことになった組合員に、資格に係る情報を通知するものです。

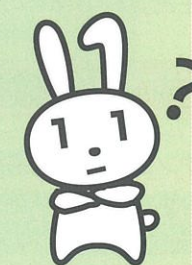
● 記載事項

- 氏 名
- 組合員等記号・番号
- 保険者番号・組合の名称
- 資格取得年月日
- 通知年月日 等

資格情報通知書だけで、診療を受けることはできません。マイナンバーカードが必要となります



令和6年12月2日以降、組合員証等が発行されなくなるため、資格取得時等に交付されるものが変わりました。



詳しくはP6へ



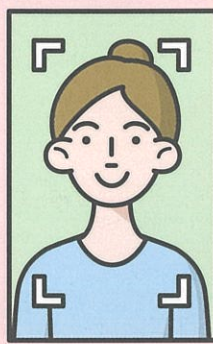
マイナ保険証を利用する場合



医療機関等での使い方

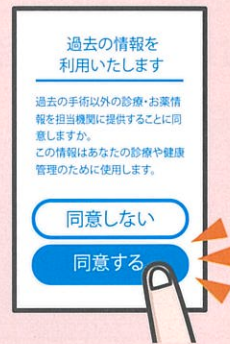


顔認証付きカードリーダー
にマイナンバーカードを置く



顔認証か暗証番号で本人
確認をする

※顔写真は機器に保存されません。
※マイナンバー（12桁の数字）を取り
扱うことはありません。



特定健診情報・薬剤情報の
提供などについて同意
選択

※同意すると、これらの情報を医師や
薬剤師が閲覧できるようになります。

（注）操作方法や画面の内容については、医療機関・薬局や機種により異なる場合があります。

●電子証明書には有効期限があります

電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に利用するもので、「ログインした者が、あなたであること」を証明する証明書です。

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年で、期限が切れるとマイナ保険証として利用できなくなります。マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認のうえ、期限切れにご注意ください（※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです）。

なお、電子証明書の再発行と更新手続きはオンラインではできませんので、市町村のマイナンバーの窓口で更新手続きを行う必要があります。

住民登録のある市町村の窓口で更新手続きをしてください。

電子証明書の
更新を忘れ、
有効期限が切れても
3カ月間は引き続き
利用できます。



●資格情報通知書
●マイナポータルの資格情報
の画面

●マイナ保険証が利用できない医療機関等もあります

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等を受診する場合や医療機関等の窓口でカードリーダーの不具合等によりマイナ保険証を利用できない場合、マイナンバーカードと一緒に右記のいずれかを提示することで、診療が受けられます。

●マイナ保険証を紛失した時は、コールセンターにご連絡ください

マイナンバーカード（マイナ保険証）を紛失した場合（盗難にあった場合も含む）には、カードの悪用を防ぐために、コールセンターにカード利用停止の連絡をしてください。また、利用停止後に居住する市町村でカード紛失の手続きをお願い致します。再交付を希望する場合は、再交付の手続きを行うことができます。

マイナンバーカード総合窓口
0120-95-0178

組合員証等又は 資格確認書を利用する場合



●医療機関等での使い方

従来通り、医療機関等の窓口で組合員証等又は資格確認書を提示します。



●医療費が高額になった場合等は、従来通り認定証等が必要です

医療費の自己負担額が高額になり一定の額を超えた額が高額療養費として共済組合から支給されます。

組合員証等又は資格確認書で受診して、高額療養費に該当する場合は、限度額適用認定証の交付を受け、提示することで限度額を超える支払いが免除となります。

組合員証等
又は資格確認書

+

限度額適用認定証

マイナ保険証で受診する場合、限度額適用認定証
の交付、医療機関等への提示は必要ありません。

次の場合も、組合員証等又は資格確認書で受診する場合は、従来通り、次の認定証等の交付を受け、医療機関等に提示する必要があります。

マイナ保険証で受診する場合は、下記の認定証等は必要ありません。



住民税非課税等の組合員又は
被扶養者が入院するとき

組合員証等又は資格確認書

+

限度額適用・
標準負担額減額認定証



70歳以上75歳未満の組合員又は
被扶養者が診療を受けるとき

組合員証等又は資格確認書

+

高齢受給者証



特定疾病の方が受診するとき

組合員証等又は資格確認書

+

特定疾病療養受療証

●紛失・破損・汚したとき

●組合員証等の場合

組合員証等は再発行されません。医療機関等を受診の際にはマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は、共済組合に申請を行い、資格確認書の交付を受けてください。

●資格確認書の場合

共済組合に申請を行い、資格確認書の再交付を受けてください。



資格取得時等に 交付されるものが変わりました



●マイナ保険証をお持ちの方

	資格情報通知書	組合員証等
組合員資格を取得したとき 被扶養者が認定されたとき	資格情報通知書が交付されます。	組合員証等は交付されません。
組合員資格を喪失したとき 就職・結婚などで被扶養者が 異動したとき	資格情報通知書は返納の必要はありません。	組合員証等は共済組合に返納します。
現在お持ちの資格情報通知 書、組合員証等が紛失・破損・ 汚したとき	申請により資格情報通知書が再交付されます。 返納の必要はありません。 マイナポータルの資格情報が確認できる場合は 再交付申請は不要です。	組合員証等は共済組合に返納します。 (紛失の場合を除く)。再交付はされません。
氏名変更があったとき	資格情報通知書が交付されます。 返納の必要はありません。	組合員証等をお持ちの場合は、共済組合 に返納します。再交付はされません。

※組合員証等の返納後は、マイナ保険証で受診します。

●マイナ保険証をお持ちでない方

	資格情報通知書、資格確認書	組合員証等
組合員資格を取得したとき 被扶養者が認定されたとき	資格情報通知書が交付されます。 資格確認書が交付されます。	組合員証等は交付されません。
組合員資格を喪失したとき 就職・結婚などで被扶養者が 異動したとき	資格情報通知書は返納の必要はありません。 資格確認書を共済組合に返納します。	組合員証等及び限度額適用認定証等は、 共済組合に返納します。
現在お持ちの資格情報通知書、 資格確認書、組合員証等が 紛失・破損・汚したとき	申請により資格情報通知書が再交付されます。 返納の必要はありません。 資格確認書は、共済組合に返納(紛失の場合を除く) し、再交付されます。	組合員証等は共済組合に返納します。 (紛失の場合を除く)。再交付はされません。
氏名変更があったとき	資格情報通知書が交付されます。 返納の必要はありません。 資格確認書は共済組合に返納し、訂正後返付さ れます。	組合員証等及び限度額適用認定証等を お持ちの場合は、共済組合に返納します。 再交付はされません。

※組合員証等の返納後は、資格確認書で受診します。

福祉事業を利用するみなさまへ

組合員等(任意継続組合員を含む)の資格確認の方法も変わりました

保健事業、宿泊事業等の福祉事業について、下記のいずれかを提示することで、利用資格を確認します。

●マイナポータルの
資格情報の画面

●資格情報通知書

●資格確認書

マイナ保険証・資格確認書・資格情報通知書

Q & A

Q 令和6年12月2日以降に氏名が変わったり、
組合員証等を紛失したりした場合、
組合員証等の再発行はできますか？

A 令和6年12月2日以降は、組合員証等は再
発行できません。医療機関等を受診する場
合、令和6年12月2日からは、マイナ保険証を
お持ちの方はマイナ保険証をご利用くださ
い。お持ちでない場合は、資格確認書を交
付します。

Q マイナ保険証を持っているのですが、
資格確認書も手元に持っておきたい
ので、発行してもらえますか？

A マイナ保険証をお持ちの方には、原則とし
て資格確認書は交付できません。
医療機関等の受診時にマイナ保険証の利
用が困難な方(要介護の高齢者や障がい
者などの要配慮者)については、個々の事
情を共済組合が勘案して、交付する場合が
あります。

Q 令和6年12月2日以降に退職して、
任意継続組合員になる場合、
どのような証が発行されますか

A 令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を
お持ちの方には資格情報通知書(任意継続
加入者用)を交付します。被扶養者がいる
場合も同様となります。
マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格
確認書がその資格を証明するものとなりま
すので、任意継続組合員になる手続きの際
に資格確認書を交付します。

Q マイナ保険証の保険証利用登録の
解除はできますか？

A できます。マイナ保険証をお持ちの方で健康
保険証利用登録の解除を希望される方は共
済組合に申請をしてください。

※マイナナンバーカードをマイナ保
険証として利用しても、保険証
の情報や診療・薬剤情報、特
定健診情報などはICチップに
記録されません。安心してご
利用ください。



Q 結婚で氏名や住所が変わり、共済組合
に変更の届け出をするのですが、
変更前の資格確認書は共済組合に
返納する必要がありますか？

A 資格確認書をお持ちの方は、氏名等、記載
事項に変更があった場合は、返納をお願い
致します。共済組合で訂正後、交付致します。
なお、組合員資格を喪失、被扶養者の異動
などの場合も返納をお願い致します。
また、住所変更の場合は、資格確認書の裏
面を各自で訂正してください。

Q 子どものマイナナンバーカードの
健康保険証利用登録は？

A お子様が健康保険証利用登録を申し込む
のが難しい場合は、お子様に代わって保護
者がお子様のマイナナンバーカードを読み
取り、4桁の暗証番
号を入力するなど
によって、スマート
フォン端末やPCで
ご登録できます。



マイナ保険証をご利用ください

● マイナ保険証のメリット ●

より良い医療を受けることができる



手続きなしで高額療養費の
限度額を超える
支払いが免除となる



災害時などにも安心



確定申告の
医療費控除が簡単に
できる



● マイナ保険証の使い方はかんたん! ●

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く



顔認証か暗証番号で
本人確認をする

※顔写真は機器に保存されません。
※マイナンバー（12桁の数字）を
取り扱うことはありません。



特定健診情報・薬剤情報
の提供などについて
同意選択

※同意すると、これらの情報を医師や
薬剤師が閲覧できるようになります。

(注)操作方法や画面の内容については、医療機関・薬局や機種により異なる場合があります。

マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録がまだの方 事前申請が必要です

● マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みの流れ

1

マイナンバー
カードの
申請をする



2

マイナンバーカードを
健康保険証として
登録する



以下の3つの方法で申請できます

- ① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵送による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

以下の3つの方法で登録できます

- ① マイナポータルから登録
- ② セブン銀行ATMで登録
- ③ 医療機関・薬局の受付で登録

